

台湾における家事事件の国際裁判管轄

何 佳 芳*

I はじめに

台湾においては、2012年6月1日に「家事事件法」（以下家事法とする）が施行されたが、涉外家事事件について、同法の最も注目すべき点は、国際裁判管轄に関する規則の創設であろう。すなわち、家事法53条において、涉外婚姻訴訟事件に対して、台湾の裁判所に国際裁判管轄が認められる管轄原因を設けたのである。なお、親子訴訟事件や婚姻非訟事件についても、それぞれ同法69条及び98条によって、53条が準用されている。家事法53条は、台湾において初めて「国際裁判管轄権」という用語を使って、国際裁判管轄にかかるルールを明文化した規定である。他の涉外民事又は商事事件に比べても、家事法53条は、涉外婚姻事件及び親子関係事件における当事者に対して、国際裁判管轄に関する予測可能性を大幅に高めると考えられる。

本稿においては、改正された台湾家事事件法下における国際裁判管轄について紹介し、若干の検討を加えたい。

II 国際裁判管轄規則の必要性

一、涉外人事訴訟と国際裁判管轄

社会の国際化にともない、台湾に住む外国人配偶者の数は毎年増加して

* か・かほう 東呉大学法学院助理教授

おり、国際離婚又は国境を越えての監護権（親権）争いなど、涉外身分事件をしばしば耳にする。内政部出入国及び移民署の公開した統計データによると¹⁾、2012年9月末の時点で、台湾において登記申請している外国人配偶者の数は47万人弱である。また、2011年を例にとると、その年に外国人配偶者と結婚登記した夫妻は約2.2万組（13.01%）、外国人配偶者と離婚登記した夫妻は約1.4万組（24.83%）であり、外国で結婚したが台湾では未登記の者を加えると、国際結婚という法律関係の発生は昨今の社会では決して珍しくない。この種の涉外身分関係は、婚姻無効の確認、子の引渡しといった「涉外家事訴訟事件」であるか、或いは夫妻同居、夫妻住所認定といった「涉外家事非訟事件」であるかにかかわらず、台湾の裁判所に係属するが、こうした涉外事件に当たって、訴えを受理した裁判所がまず直面するのは、国際裁判管轄権の有無の判断の問題である。この点については、上述のように、台湾ではこれまで明文化されておらず、その判定基準は、学説上も、実務においても、いまだに一致を見ていなかったため、判定基準の確立に向けて一刻の猶予も許されない状況であった。

二、グローバル化における国際裁判管轄ルールの国際的調和

国際民事訴訟手続きにおいて、他国における判決の承認と執行の可否を決める要件は、その判決を下した裁判所が適法に国際裁判管轄権を有していることである。このような外国判決の承認と執行をめぐる管轄権の判断は「間接管轄」の問題とされる。国際裁判管轄の判断の基準が各国で一致していないため、ある事件に対し、各自の法域における管轄権の有無の判断が異なる。このような管轄権規定の相違により、法域が異なる地域で下された判決が承認、執行されない可能性が生じる。従って、国際裁判管轄権の判定基準について検討するに当たり、台湾における判決が他国で承認、執行されないことにならないよう、関連する国際条約の発展及び各国における立法例の変化に注意する必要がある、この作業を怠るべきではな

1) <http://www.immigration.gov.tw/ct.asp?xItem=1155578&ctNode=29699&mp=1>

い。国際裁判管轄については、台湾において学説での議論が増加してきており、実務の上でも一考に価する判決が出されてはいるが²⁾、最終的な判断となると、いままって定まらない。国際社会においても、このテーマについての議論は絶え間ない（国際社会における国際裁判管轄に関する条約や規則などについて、「付表(一) 涉外家事事件の国際裁判管轄に関する国際条約及び地域間の規則一覧」を参照）。

台湾における国際裁判管轄権について、家事法の制定以前は各裁判所が学説の解釈にたよって個別に判断してきたため、判決結果の予測可能性が確保されていなかった。涉外身分事件が台湾の裁判所に提訴される時、実務では、現行法には国際裁判管轄権に関する規定がなく、民事訴訟法など関連する国内の管轄規定を類推適用しなければならないとされていた。たとえば涉外婚姻事件の管轄については、その多くが次の最高裁2004年度台上字第1943号判決を引用していた。すなわち、「涉外民事法律適用法には離婚事件の国際管轄権に関する規定が存在せず、民事訴訟法第568条の離婚事件管轄権の趣旨及び原理を総合し、離婚事件の国際管轄権については、我が国は当事者本国の裁判所管轄をもって原則とし、住所地の裁判所管轄権及び原因となる事実が発生した地の裁判所をもって補足する。」³⁾

涉外婚姻事件に関し、この種の国際裁判管轄権の決め方は内国人保護の立場に偏りすぎており、当事者間の手続き的公平及び国際裁判管轄の法理・秩序に反するおそれがある。最近になって頻繁に発生している国際間の親権争いは、国内外のメディアの注目を受けやすく、その判決結果が国際裁判管轄の分配の原則に反するようであると、台湾の国際的イメージを

2) 例えば、最高法院99年度台上字第2125号民事判決、最高法院99年度台抗字第293号決定、最高法院93年度台抗字第176号決定、最高法院92年度台上字第2477号民事判決、最高法院91年台抗字第268号決定、台湾高等法院92年度抗字第2194号決定、台湾台北地方法院92年度訴字第1164号決定等。

3) 他に、例えば、台湾屏東地方法院民事判決98年度婚字第443号；台中地方法院民事判決98年度婚字第1042号、98年度婚字第997号、98年度婚字第513号；台湾屏東地方法院民事判決97年度婚字第158号等。

貶めることになりかねない。

Ⅲ 家事事件法における国際裁判管轄ルールの明文化

一、涉外婚姻事件の国際裁判管轄権（家 §53）

第53条（国際裁判管轄権）

婚姻事件が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、中華民国の裁判所に提起することができる。

- 一、夫婦のいずれか一方が中華民国国籍である場合。
- 二、夫婦がいずれも中華民国国籍ではなく、且つ中華民国内に住所又は一年以上持続している共同居所を有する場合。
- 三、夫婦のいずれか一方が無国籍人で、且つ中華民国内に經常居所を有する場合。
- 四、夫婦のいずれか一方が中華民国内に一年以上持続している經常居所を有する場合。ただし、中華民国裁判所の判決が、夫又は妻の所属国において法的に承認されないことが明らかな場合には、この限りではない。

被告が中華民国において応訴するのが明らかに不便な場合には、前項の規定を適用しない。

司法院による修正説明が示すように、これまで、涉外婚姻訴訟では、夫婦のいずれか一方が中華民国国籍ではない者又は無国籍の者である場合、国際裁判管轄権について明文規定がないことから、ドイツの立法を参考に台湾裁判所の国際裁判管轄権を判断してきた。これに対して、家事法第53条によると、国際結婚にかかわる事件では、夫婦のいずれかが中華民国国籍を有する者であるか、或いはいずれか一方が中華民国内に經常居所を有する者であれば、台湾の裁判所が国際裁判管轄権を有することになる。従って、同条によると、原告が中華民国国籍を有するか、無国籍であるが台湾に常居所を有する場合には、外国に住所のある配偶者を被告として、

台湾において、婚姻の確認、婚姻の解消又は離婚裁判などの訴訟を起こすことができる。

しかしながら、台湾の裁判所の国際裁判管轄権をこのように拡大すれば、一般的な国際裁判管轄権分配の法理に適合しなくなり、諸外国から受け入れられないのではないか、という問題については、まだ議論の余地が残る。特に、間接管轄の点に関して、この管轄規定により台湾で下された判決が他国で承認又は執行されるか否かについては、さらに検討する必要がある。

（一）家事法53条の適用範囲

夫婦のいずれか一方が外国人若しくは無国籍人、又は双方とも中華民国人である場合に、それらの者が外国で成立させたか解消させた婚姻関係に対して、台湾で婚姻の無効及び取消しの訴え、離婚の訴え、並びに婚姻関係の存否の確認の訴えに係る訴訟を提起するとき、いかなる場合に台湾裁判所の国際裁判管轄が認められるか、について家事法53条は規律する。

（二）国際裁判管轄の原因

（1）国籍による管轄（家事法53条1項1号）

家事法53条1項1号は、国籍に基づく管轄を定める規定である。その立法理由は「夫妻のいずれか一方が中華民国人である場合には、その涉外婚姻事件は我が国の国民権利保護に係るために、第一項一号において、中華民国の裁判所は当該事件について、国際裁判管轄権を認めるべき⁴⁾」ことにあるとされる。

ここで、問題となりうるのは、台湾で住所を持たない外国人の被告に対して、原告は中華民国の国籍を有することのみで、台湾において他の連結点（例えば住所や常居所など）がない場合であっても、台湾で訴訟を提起す

4) 司法院が公表した「家事事件法条文対照表」第53条の説明を参照 (<http://jirs.judicial.gov.tw/Index.htm>)

ることができるか否かである。この点について、条約等の立法例をふまえた上で若干の検討を加えたい。

例えば、1970年の「離婚及び別居の承認に関するハーグ条約」(以下「1970年ハーグ条約」) 2条⁵⁾では、間接管轄についてはあるが、原則として常居所地管轄を認めつつ、例外的に国籍管轄をも認めている。すなわち、同条約同条によると、① 夫婦の双方が締約国の国民である場合、② 原告が締約国の国民であって、かつ、(a) 締約国内に常居所を有するか、あるいは、(b) 申し立て日以前の二年間の間のうち少なくとも一年間継続して締約国内に常居所を有していた場合、③ 原告が締約国の国民であって、かつ、(a) 原告が申し立て日に締約国内にいたか、あるいは(b) 夫婦の双方

5) CONVENTION ON THE RECOGNITION OF DIVORCES AND LEGAL SEPARATIONS, Concluded 1 June 1970

Article 2

Such divorces and legal separations shall be recognised in all other Contracting States, subject to the remaining terms of this Convention, if, at the date of the institution of the proceedings in the State of the divorce or legal separation (hereinafter called "the State of origin") -

- (1) the respondent had his habitual residence there; or
- (2) the petitioner had his habitual residence there and one of the following further conditions was fulfilled -
 - a) such habitual residence had continued for not less than one year immediately prior to the institution of proceedings;
 - b) the spouses last habitually resided there together; or
- (3) both spouses were nationals of that State; or
- (4) the petitioner was a national of that State and one of the following further conditions was fulfilled -
 - a) the petitioner had his habitual residence there; or
 - b) he had habitually resided there for a continuous period of one year falling, at least in part, within the two years preceding the institution of the proceedings; or
- (5) the petitioner for divorce was a national of that State and both the following further conditions were fulfilled -
 - a) the petitioner was present in that State at the date of institution of the proceedings and
 - b) the spouses last habitually resided together in a State whose law, at the date of institution of the proceedings, did not provide for divorce.

が申し立て日に離婚を認めない国に最後の共通常居所を有していた場合には国籍管轄が認められる。

また、EUにおける「婚姻及び親責任に関する事件の裁判管轄及び判決の承認執行に関する2003年11月27日の理事会規則 2201/2003」（以下「ブリュッセル II bis 規則」）は、3条で1970年ハーグ条約2条と同様の規定をおいている⁶⁾。

これらの国際規範をふまえると、私見としては、家事法53条1項1号に基づき国籍管轄を判断する場合には、同条2項における「被告の応訴の不便」や法廷地との関連性も含めて、慎重に検討を行う必要があると考える。特に上述した1970年ハーグ条約第2条の規定が「法理」として参考となるであろう。

(2) (共同の?) 住, 居所地管轄 (家事法53条1項2号)

家事法53条1項2号の立法理由は「国籍と住所の調和を求め、そして、

6) COUNCIL REGULATION (EC) No 2201/2003 of 27 November 2003 concerning jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in matrimonial matters and the matters of parental responsibility, repealing Regulation (EC) No 1347/2000

Article 3 General jurisdiction

1. In matters relating to divorce, legal separation or marriage annulment, jurisdiction shall lie with the courts of the Member State

(a) in whose territory:

- the spouses are habitually resident, or
- the spouses were last habitually resident, insofar as one of them still resides there, or
- the respondent is habitually resident, or
- in the event of a joint application, either of the spouses is habitually resident, or
- the applicant is habitually resident if he or she resided there for at least a year immediately before the application was made, or
- the applicant is habitually resident if he or she resided there for at least six months immediately before the application was made and is either a national of the Member State in question or, in the case of the United Kingdom and Ireland, has his or her 'domicile' there;

(b) of the nationality of both spouses or, in the case of the United Kingdom and Ireland, of the 'domicile' of both spouses.

2. For the purpose of this Regulation, 'domicile' shall have the same meaning as it has under the legal systems of the United Kingdom and Ireland.

当事者が軽はずみに訴訟を提起すること或いは有利な法域を選ぶ「フォーラム・ショッピング (forum shopping)」を避けるためである」ことにあるとされる。

この規定に関連して問題となりうるのは、ここでいう「住所」は夫婦の「共同」住所であるのか、あるいは夫婦の「一方のみ」の住所でも管轄原因になるのか、という点である。仮に一方のみの住所で足りる、とするのであれば、「原告の住所地管轄」を認めた規定といえるのであろうか。

家事法53条1項2号の解釈の参考となるとと思われる、台湾民事訴訟法568条1項は、「婚姻の無効・取消し、婚姻の成立・不成立の確認、離婚或いは夫婦同居の訴えについては、夫婦の住所地、または夫あるいは妻が死亡した時点における住所地の裁判所に専属する」と規定する。この婚姻事件の国内管轄にかかる規定である民事訴訟法568条に定める、「夫婦の住所地」とは夫婦の「共同住所」であるのか夫婦の「一方の住所」でも足りるのだろうか。この点、台湾高等法院及び所属法院97年法律座談会民事類提案第38号において議論が行われ、折衷説を採用することとされた。すなわち、民事訴訟法第568条1項にいう「夫婦の住所地」とは、夫婦に共同住所があれば、夫婦の共同住所をさし、夫婦に共同の住所がない場合には、夫の住所地でも妻の住所地でもいずれでもかまわない、とする見解である。

この点につき、国際規範における立法例をここでも参考としたい。1970年ハーグ条約及びブリュッセル II bis 規則は、いずれも例外的に原告の住所地管轄を認めている。いずれの規範においても、原告住所地管轄が認められるのは、その住所が夫婦の最後の共同常居所地である場合である。これらの規範および上述した台湾高等法院及び所属法院97年法律座談会民事類提案第38号を参考にすると、涉外婚姻事件の国際裁判管轄における「原告の住所地管轄」の成立は否定できないと思われる。もちろん後述する家事法53条2項と合わせて判断する必要はある。さらに、国際民事訴訟法上の「夫婦の住所」が民法や民事訴訟法上のそれと同一か否かについても、

今後検討の余地があると思われる。

(3) 經常居所地管轄（家事法53条1項3号4号）

家事法53条1項3号4号の立法理由について、以下の2点が指摘されている。まず、(i) 夫妻の一方若しくは双方ともが無国籍である場合には、「その訴訟権を保護するために、我が国における經常居所の成立に関する制限を緩和する」ことである。次いで、(ii) 夫妻とも外国人である場合、「そのいずれか一方は我が国に一年以上持続している經常居所を有する場合に、夫妻は第一項二号の住所或いは共同居所がなくても、当事者の訴訟提起の便宜のために、我が国の裁判所が当該事件に対する国際裁判管轄権を認める」ことである。この規定については、ここでいう「經常」の判断基準は何であるのか、また、住所や居所等の概念との区別はどうなるのか、という問題点が考えられよう。

台湾の現行法上、「經常居所」に関する定義は存在していない。台湾民法20条1項に、「長期的に住む意思を持って一定の地域に居住する者は、その場所に住所を持つことになる」という規定がある。したがって、台湾法上の「住所」とは、(1) 主観的に、長期的に住む意思を持つこと、(2) 客観的に、一定の地域に居住する事実、この二要件を備えた場合に成立する。一方、「居所」とは、主観的に長期的に住む意思がなく、ただ客観的に居住する事実によってのみ成立するものである。すなわち、住所と居所の最大の区別は、「主観的に、長期的に住む意思を持つこと」である。「經常居所」は「居所」の一種と考えると、主観的な長期的に住む意思が不要で、一定の地域に居住する事実だけ重視することとなる。しかし、居所の前に「經常」と言う時間の制限があることから、その判断が問題となる。これまで、台湾の制定法上、「經常居所」という用語は使われたことがない。家事法53条の説明によると、經常居所の判断は、「個別事件の具体的な事実により、裁判所の判断に従う⁷⁾」こととなる。したがって、「經常

7) 司法院が公表した「家事事件法条文対照表」第53条の説明を参照 (<http://jirs.judicial.gov.tw/Index.htm>)

居所」の定義に関して、今後実務の動向を注意し続ける必要がある。

(三) 非専属管轄性

家事法の下で、「合意管轄」或いは「応訴管轄」は認められるのだろうか。この点、家事法は、明文の規定を置いていないため、検討する必要がある。

旧民訴法時代、すなわち、家事法立法以前の民訴法を類推適用していたときはどうであったか。当時は、まず、民訴法568条における「専属管轄」の規定が涉外婚姻事件にも適用されるか否かが争われていた。裁判例においては、見解が一致していなかった⁸⁾。一方、学説では、民訴法568条は原則として国内事件を対象に定められたものであり、専属管轄の考え方は涉外事件については妥当性を欠くとして、専属管轄を否定する学説が圧倒的に多かった⁹⁾。次に、涉外婚姻事件において「合意管轄」或いは「応訴管轄」が認められるか、との点について、例えば、士林地裁97年度(2008年)婚更1字第1号判決は、涉外婚姻事件について、明示的な合意管轄を肯定している。

それでは、家事法立法後は、どう考えるべきであろうか。家事法53条には、涉外婚姻事件について「専属管轄」との文言はないが、合意管轄や応訴管轄に関する規定も存在していない。婚姻事件の合意管轄に関して参考となるのは家事法52条である。

8) 婚姻事件の国際裁判管轄の専属性を肯定する裁判例(新竹地方法院92年度(2003年)婚字第129号, 台中地方法院99年度(2010年)家訴字第325号)も、専属性を否定する裁判例(最高法院87年(1998年)台上字第1672号, 台湾高等法院100年度(2011年)家上字第65号判決)もある。

9) 蘇遠成・国際私法〔第5版〕320頁(1993年), 劉鐵錚=陳榮傳・國際私法論第5版675頁(2010年), 陳榮傳「外國法院之管轄權及離婚判決之承認」月旦法學教室9期62頁(1996年), 蔡華凱「涉外婚姻訴訟事件之國際裁判管轄暨外國離婚裁判之承認」國立中正大學法學集刊20卷期174頁(2005年)。

婚姻事件の国内管轄について、家事法52条第1項に「専属管轄」が定められているが、第2項において、「当事者は、書面による合意により管轄裁判所を定めることができる。この場合前項の規定を適用しない」と規定されている。この規定の趣旨は「当事者の手続き選択権の尊重及び保障に基づき、当事者間で管轄裁判所について合意が成立しているとき、前項に示した管轄裁判所の一又は二以上で合意したか、或いは前項に示した各管轄裁判所以外で合意したかにかかわらず、いずれもその管轄合意の効力を認めるものとする。慎重を期する見地から、当事者の意思を明確化するため、この項に述べるところの当事者による管轄合意は書面によるものでなければならない。また、この項における管轄裁判所合意は、民事訴訟法第24条第1項の規定を考慮し、第一審の裁判所であることを、特にここに併記しておく」とされる¹⁰⁾。

この点に関する私見は以下の通りである。家事法52条は、婚姻事件の国内管轄が専属管轄であるにもかかわらず、合意管轄を認める。これに対して、家事法53条に定める婚姻訴訟事件の国際裁判管轄は非専属管轄であるため、合意管轄が認められないわけがないのではないか。従って、涉外婚姻事件においても、合意管轄を認めるべきであろう。

二、管轄の排除

(一) 中華民国裁判所の判決が、夫又は妻の所属国において法的に承認されないことが明らかな場合（家§53 I ④）：「經常居所管轄」の排除

夫妻とも外国人であり、そのいずれか一方が、中華民国に一年以上に渡って經常居所を持っている場合に、夫妻は家事法53条1項2号の住所或いは共同居所がなくても、「当事者の提訴の便宜を図るため、この涉外婚姻事件に対し我が国の裁判所は国際裁判管轄権を有するものとする。ただ

10) 司法院が公表した「家事事件法条文対照表」第52条の説明を参照 (<http://jirs.judicial.gov.tw/Index.htm>)

し、我が国における判決が、夫又は妻の所属国において法的に承認されないことが明らかな場合には、相手方所属国を尊重する原則に基づき、身分関係の不一致（たとえば、一方の国で婚姻が成立、もう一方では不成立）の発生を回避し、訴訟における無駄を省くため、特別に調査をしなくても承認されないことを確認できる場合に、例外的に我が国裁判所はその事件に対して国際裁判管轄権をもたないものとする¹¹⁾。不均衡な身分関係発生を防止する観点から考えると、この排除規定は肯定されるべきであろう。

(二) 被告の応訴不便（家 §53 II）：中華民国裁判所の国際裁判管轄の排除

家事法53条第2項は、「被告の手続き権の保障という見地から、被告が応訴できない事態が発生しないよう、被告が我が国で応訴するのが明らかに不便な場合には、我が国の裁判所はその婚姻事件に対して国際裁判管轄権をもたない¹²⁾ものとする。この場合、同条第一項各号の規定は適用されない。ここでの考量要素は、「被告の応訴不便」のみに限定されるのだろうか。他の国際裁判管轄法理により考えるべき要素（例えば証拠調査の迅速、裁判の適正など）も一緒に検討するべきではないだろうか。また、「原告の提訴困難」或いは「他により便宜な法廷の存否」なども考えなければならぬのではなかろうか。この点、私見では、英米法上の「ナチュラル・フォーラム理論」或いは「フォーラム・ノン・コンビニエンス理論」、又は日本の「特別事情原則」での判断要素が、今後、台湾の裁判所が自身の国際裁判管轄を排除するとき大変に参考になると思われる。

三、他の家事事件における家53条の準用と未準用

家事法において国際裁判管轄権について規定しているのは第53条のみで

11) 司法院が公表した「家事事件法条文対照表」第53条1項4号の説明を参照 (<http://jirs.judicial.gov.tw/Index.htm>)

12) 司法院が公表した「家事事件法条文対照表」第53条2項の説明を参照、同上。

ある。この規定は「婚姻事件」に適用、「親子関係事件¹³⁾」及び「婚姻非訟事件¹⁴⁾」に準用できるのみである。したがって、相続回復、遺産の分割、遺留分、遺贈、遺言書の確認或いは他の相続関係をめぐり発生する「相続訴訟事件」（同法§70）、又は国際間における子の監護権関連や子の引渡し請求といった「親子非訟事件」（同法§104）などについては、国内向けの管轄規定があるのみで、婚姻事件のように国際裁判管轄権の判定基準が明文化されているわけではない¹⁵⁾（家事法における事件類型と管轄規定との関連は「付表(二) 家事事件法が定めている事件の類型及びその管轄規定一覧」を参照）。家事法が定めた親子非訟事件は、台湾には実務上、多くの裁判例がある。たとえば、一時、社会問題になった台湾人とブラジル人間の子の監護権争い、米台の海を越えての親権争い、2009年のスウェーデン人父親の親権主張事件など、この手の涉外事件は後を絶たず、国際裁判管轄権の判定基準の一刻も早い確定が迫られている。

（一）親子関係事件における家事法53条の準用

（1）家事法69条による涉外親子事件への同法53条の準用

涉外親子事件については、家事法69条が同法53条の規定を準用している。このように、涉外親子事件に、涉外婚姻事件に関する国際裁判管轄規

-
- 13) 家事法37条によって、同法61条における親子関係事件は、同法3条1項「② 母が再婚後生まれた子の父を定めることに関する事件。③ 親子関係の存否の確認に関する事件。④ 養子縁組の存否の確認に関する事件。」、3条2項「③ 嫡出否認或いは認知に関する事件。④ 養子縁組の取消しに関する事件。」、3条3項「④ 離縁の訴えによって生じた財産の給付に関する事件。⑤ 未成年者後見によって生じた損害の賠償に関する事件。」を含む。
- 14) 家事法98条によって、53条の国際裁判管轄規定を準用するのは、夫妻同居、夫妻住所の指定、夫妻財産状況の報告請求、家庭生活費の給付、扶養料、慰謝料或いは夫妻財産契約の変更事件だけである。
- 15) 他に、「養子縁組に関する事件」、「未成年者後見に関する事件」、「親族間の扶養に関する事件」、「相続事件」、「不在者の財産の管理に関する処分の事件」、「死亡宣告に関する事件」、「成年後見に関する事件」、「保佐に関する事件」、「親族会議に関する事件」、「保護措置に関する事件」等家事非訟事件は、すべて国際裁判管轄ルールが規定されていない。

則を準用することは適切だろうか。特に「子の利益」が特別に考量されているかとの観点から問題となりうる。

この準用により、「子」、「養子」、「父」、「母」、「養父」若しくは「養母」の「一方の国籍」、「(共同の?) 住、居所地」或いは「一方の経常居所地」などが、それぞれ国際管轄原因となることができる。たとえば、(養)父母が原告である場合に、そのいずれか一方の「国籍」や「住所」などの管轄原因が台湾にあれば、子供が台湾に住所や居所などを持たなくても、台湾で提訴することが出来る。つまり、この準用規定は子供本位との考えを見落とし、個別事案に適用される際に、一定の調整が必要だと思われる。この点については、今後の議論や判例を待たなければならない。一つ考えられるのは、1996年ハーグ子の保護条約及びブリュッセル II bis 規則を参考とし、69条による準用に「子の利益」の考量を加えて、縮小解釈を採用することである。

(2) 子の住所の判断

台湾民法21条は「行為無能力者及び制限行為能力者は、その法定代理人の住所を住所とする」と規定する。この規定は、国際裁判管轄における「子の住所」の判断にも適用されるべきであろうか。

この点、裁判例では、未成年子はその親の住所を住所とする、としたものがある(台湾高等法院高雄分院93年度家抗字第35号民事決定)。また、司法院解釈の院字第474号解釋において、「行為無能力者及び制限行為能力者は、民法総則21条によって、その法定代理人の住所を住所とする。法定代理人がない場合に、その本人の居所を住所とみなす」と示している。今回の家事法立法時に、2011年8月に出された司法院会版草案はその103条の立法説明で「未成年子の住所の判断に関して、民法1060条は、法定住所の規定ではなく、ただ親権の行使に関する具体的な内容の一つであって、親の未成年子に対する住居所の指定権に属する。住所の確認は、民法21条によるべきであって、無行為能力者及び制限行為能力者は、その法定代理人の住所を住所とする」とした。しかし、国際条約を参照すると、その多くは

「子の常居所地管轄」を原則としている。従って、国際民事訴訟における「子の住所」は、民法によって解釈すべきではなく、「子の実際的な、客観的な生活の本拠」を判断基準とするべきであろう。

（二） 涉外親子非訟事件

他方、涉外親子非訟事件については、家事法53条の規定の準用がない。この場合、どのように国際裁判管轄について判断すべきか問題となる。考えられうる対応としては、内国管轄の規定を「類推適用」する、というものがある。この点、家事法104条1項は、「次の各号に掲げる親子非訟事件について、子の住所地或いは居所地を管轄する裁判所の管轄に専属する；住所或いは居所がないときは、裁判所が適切と考える所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。（以下略）」とする。この規定を涉外親子非訟事件に類推適用すると、「子の住所地」或いは「子の居所地」が台湾にあるとき、国際裁判管轄が認められることとなる。

家事法104条1項を涉外事件に類推適用する場合、問題となるのは、同項後段に挙げられた「裁判所が適切と考える所在地」の意義である。この点、例えば、未成年子が、台湾に住・居所を有していない或いは住・居所が不明である場合、台湾の裁判所は、子の所在地である台湾が子に対して適切な所在地であるかを判断すべきだろう。この場合、やはり具体的な事実によって、個別に判断することとなろう。

（三） 他の涉外家事事件の国際裁判管轄

これまでに触れていない、涉外家事事件の国際裁判管轄について、ここで簡単にまとめたい。まず、家事訴訟事件として、相続訴訟事件がある。また、家事非訟事件として、養子縁組に関する事件、未成年後見に関する事件、相続に関する事件、親族間の扶養に関する事件、不在者の財産の管理に関する処分の事件、死亡宣告に関する事件、成年後見に関する事件、保佐に関する事件、親族会議に関する事件、保護措置に関する事件等があ

る。これらについては、家事法上明文規定はない。しかし、従来の裁判例を見ると、これらの事件に関する国際裁判管轄の判断については、法理によって、内国管轄の規定を「類推適用」する可能性が高いと思われる。

四、併合請求の裁判籍

第41条 関連請求の併合

数個の家事事件、又は家事事件及び家事非訟事件について、請求の基礎となる事実（請求原因事実）が関連する場合には、民事訴訟法53条及び248条の規定にかかわらず、一の請求について管轄権を有する少年及び家事裁判所にその訴えを提起することができる。

前項の場合に、第一審或いは第二審の口頭弁論の終結に至るまで、請求の変更若しくは追加、又は反請求をすることができる。

（以下省略）

家事事件の併合請求についての検討に入る前に、財産事件の併合請求について簡単に紹介したい。まず、訴えの主観的併合の要件について、民事訴訟法53条は「原告ないしは被告が二人以上で、次の各号のいずれかに該当する場合には、共同訴訟人として訴え、又は訴えられることができる：

一 訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であること。
二 訴訟の目的である権利又は義務が同一の事実上及び法律上の原因に基づくこと。

三 訴訟の目的である権利又は義務が同種であって事実上及び法律上同種の原因に基づくこと。（以下省略）」と規定する。また、訴えの客観的併合の要件については、民事訴訟法248条が「同一の被告に対する複数の請求については、管轄権の専属に関する定めがある場合を除いて、一の請求について管轄権を有する裁判所に併合請求を提起することができる。ただし、数個の請求は、同種の訴訟手続による複数の請求が同種の訴訟手続によって審判される場合に限る。」と定める。

これに対して、家事事件の併合請求について家事法41条は、一般の財産事件とは違い、「共同訴訟」や「専属管轄」若しくは「同種の訴訟手続」との要件を必要とせず、複数の請求間に一定の関連性があれば、その中の1つの請求について管轄権を有する裁判所において、全ての請求を併合提起することができる。

つまり、家事事件では、同一当事者間の紛争を包括的に解決するために、請求間に一定の関連性がある場合に、請求の併合が認められているのである。例えば、婚姻事件に関する請求とその事件に係わる請求の原因である事実によって生じた損害賠償請求の併合（数個の家事事件）、或いは離婚訴訟と親権者の指定の併合請求（家事事件及び家事非訟事件）などが考えられる。それではこの規定を涉外家事事件の国際裁判管轄に類推適用するとどうであろうか。台湾の裁判所が1つの請求について管轄権を有する場合には、当該請求の基礎となる事実が関連する別の請求については、独立の管轄権を有しなくても、本条により管轄権を有する。したがって、中華民国の国籍を持っている原告が、家事法53条によって、日本に住んでいる配偶者の被告に対して、台湾の裁判所に離婚訴訟を提起することが出来る。さらに、同法41条に基づいて、子供が台湾にいないとしても、その離婚訴訟の管轄裁判所において、親権者の指定の併合請求を提起することも可能になる。

IV おわりに

このたびの家事法の立法化及び婚姻事件における国際裁判管轄権の明文化は、国際裁判管轄権を議論していた台湾学術界にとって非常に意義深いものである。それとともに、裁判所が涉外身分事件における国際裁判管轄権の有無を判断するに当たっての助けとなる。しかし、その規定は簡略で、適用範囲も狭く、管轄決定基準の連結要素も世界の潮流とは一致しておらず、台湾の国際裁判管轄権を過剰的に拡大しやすくなった。新法は2012年

6月に施行され、関連法規の適用と認定は今後の判例の積み重ねと学界での議論を待っている状態である。さらに国際家事事件に関する研究は広範囲に及び、各方面における深い議論と探求が待たれる。本稿では、国際裁判管轄法制について若干の私見を述べた。本稿が、実務並びに学界での議論に一石を投じることになれば幸いである。

付表(-) 渉外家事事件の国際裁判管轄に関する国際条約及び地域間の規則一覧

機関	訳文	英文	略称
ハーグ国際 私法会議 Hague Conference on Private International Law	1970年「離婚及び別居の承認に関する条約」	Hague Convention on the Recognition of Divorces and Legal Separations	1970年ハーグ離婚条約
	1961年「未成年者の保護に関する官庁の権限及び準拠法に関する条約」	Convention of 5 October 1961 Concerning the Powers of Authorities and the Law Applicable in Respect of the Protection of Minors	1961年ハーグ旧条約
	1980年「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」	Convention on the Civil Aspect of International Child Abduction	1980年ハーグ子の奪取条約
	1996年「親責任及び子の保護措置についての管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関する条約」	Convention on Jurisdiction, Applicable Law, Recognition, Enforcement and Cooperation in Respect of Parental Responsibility and Measures for the Protection of Children	1996年ハーグ子の保護条約
欧州連合 European Union	1998年「婚姻事件についての管轄権、判決の承認及び執行条約」	the Convention of 28th May 1998 on Jurisdiction and the Recognition and Enforcement of Judgments in Matrimonial Matters, O. J., 1998, C221/37	Brussels II Convention ブリュッセル条約
	婚姻事件及夫妻間の子に対する親権についての管轄権、判決の承認及び執行規則	Regulation 1347/2000 on Jurisdiction and Recognition and Enforcement of Judgments in Matrimonial Matters and in Matters for Parental Responsibility of Children of both Spouses, [2000] OJ L160/19	Beussels II Regulation 1347/2000 ブリュッセル II 規則

<p>婚姻事件及親責任についての管轄権, 判決の承認及び執行規則</p>	<p>Regulation 2201/2003 concerning Jurisdiction and the Recognition and Enforcement of Judgments in Matrimonial Matters and the Matters of Parental Responsibility, [2003] OJ L338/1</p>	<p>Beussels II bis/Beussels II a/ Regulation 2201/2003 ブリュッセル II bis 規則</p>
<p>婚姻事件及親責任についての管轄権, 判決の承認及び執行規則の修正</p>	<p>Regulation 2116/2004 amending Regulation (EC) No 2201/2003 concerning jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in matrimonial matters and the matters of parental responsibility, repealing Regulation (EC) No 1347/2000, as regards treaties with the Holy See, [2004] OJ L367/1</p>	<p>Regulation 2116/2004 ブリュッセル II bis 規則の一部修正</p>

付表(二) 家事事件法が定めている事件の類型及びその管轄規定一覧

	事件の類型		管轄に関する規定
甲類事件 (§3Ⅰ)	一、婚姻の無効或いは婚姻関係の存否の確認に関する事件。 二、母が再婚後生まれた子の父を定めることに関する事件 三、親子関係の存否の確認に関する事件。 四、養子縁組の存否の確認に関する事件。	第三編 家事訴訟 管轄を適用 § 37	1. 婚姻事件手続 (§52専属) (§53国際裁判管轄)
乙類事件 (§3Ⅱ)	一、婚姻の取消しに関する事件。 二、離婚事件。 三、嫡出否認或いは認知に関する事件 四、養子縁組の取消しに関する事件。		2. 親子関係事件手続 (§61専属) (§69 : §52, §53国際裁判管轄の準用)
丙類事件 (§3Ⅲ)	一、婚姻の無効、解除、取消し及び婚約違反によって生じた損害の賠償或いは贈り物の返還に関する事件 二、婚姻の無効、取消し、離婚、及び婚姻関係の解消によって生じた損害の賠償に関する事件 三、夫妻財産契約による財産の補償、分配、分割、返還等の夫妻財産関係によって生じた請求に関する事件 四、離縁の訴えによって生じた財産の給付に関する事件 五、未成年後見によって生じた損害の賠償に関する事件 六、相続権回復、遺産の分割、遺留分、遺言など相続関係に関する事件		3. 相続訴訟事件 (§70)
丁類事件 (§3Ⅳ)	一、死亡宣告に関する事件	第四編 家事非訟 管轄を適用 § 74	1. 婚姻非訟事件 (§98 : §52専属, §53国際裁判管轄の準用)
	二、死亡宣告の取消しに関する事件		2. 親子非訟事件 (§104専属)
	三、不在者の財産の管理に関する処分の事件		3. 養子縁組に関する事件 (§114専属)
	四、成年後見・保佐に関する事件		4. 未成年後見に関する事件 (§120専属)
	五、成年後見・保佐の取消しに関する事件		5. 親族間の扶養に関する事件 (§125専属)
	六、後見監督人及び特別代理人の選任に関する事件		6. 相続事件 (§127専属)
七、養子縁組をするについての許可・離縁をするについての許可に関する事件			
八、親族会議に関する事件			
九、相続の放棄、相続人の不存在、及び他の相続に関する事件			
十、遺言執行者の選任に関する事件			
十一、児童、少年或いは保護児童、少年或いは身体障害・精神障害者の保護及び措置に関する事件			
十二、緊急措置或いは強制入院の停止に関する事件			
十三、民事保護令に関する事件。			

戊類事件 (§3V)	一、婚姻の無効、取消し或いは離婚によつて生じた扶養料の給付に関する事件	7. 不在者の財産の管理に関する処分 の事件 (§142専属)
	二、夫妻間の同居に関する事件	8. 死亡宣告に関する 事件 (§154専属)
	三、夫妻の共同住所の指定に関する事件。	9. 成年後見に関する 事件 (§164専属)
	四、夫妻財産の状況の報告に関する事件	10保佐に関する事件 (§177専属)
	五、家庭生活費の給付に関する事件	11親族会議に関する 事件 (§181専属)
	六、夫妻財産契約が分別財産契約に変更する 宣告に関する事件	12. 保護措置に関す る事件 (§ 184, § 185 専 属)
七、子の氏の変更についての許可の事件		
八、親権に関する事件		
九、子の引渡しに関する事件		
十、親権・監護権の停止及びその取り消し に関する事件		
十一、後見監督人の報告義務及び報酬請求 権に関する事件		
十二、扶養に関する事件		
十三、離縁をするについての許可の事件		
その他 (§3VI)	裁判所が審判すべき家事事件の手續につい ては、他の法令に定めるもののほか、この 法律の定めるところによる。	他の「家事訴訟事件」
		他の「家事非訟事件」